

公益社団法人やまがた被害者支援センター
『支援活動員』の募集について

(公社)やまがた被害者支援センターは、犯罪や予期せぬ事故に遭われた被害者やそのご家族の方々に寄り添い、その方々が抱える悩みや心のケアについて支援する活動を行っています。当センターでは、相談活動(電話・面接)のほか、病院や警察、検察、裁判所等への付添い、弁護士の法律相談付添い、裁判の代理傍聴などといった直接的な支援活動も行っています。こうした支援活動を行うボランティア(一部有償、実費負担あり)の支援活動員を募集しています。募集要項は以下のとおりです。

やまがた被害者支援センター「支援活動員」募集要項

項 目	内 容
募 集 人 員	約10名(年齢25歳以上の心身とも健康な方) (医療、教員、福祉、司法分野での経験のある方は歓迎します。)
業 務 内 容	○ 電話相談受理 ・月2回程度の電話相談 電話相談日は、平日(月～金)10:00～16:00 (年末年始・祝日を除く。) ○ 直接的支援 ・司法機関及び病院等への付添い、裁判の代理傍聴など
募 集 期 間	令和3年3月1日から4月15日まで
応募の方法	1 応募者は、下記センター事務局へ電話連絡下さい。 事務局から「申込書」をお送りします。 2 「申込書」に必要事項記入のうえ、事務局に返送して下さい。
研修の受講・ 認定等について	1 応募者の書面・面接審査を行い、「支援活動員候補者」を選考し、選考結果を文書で通知します。 2 選考された「候補者」には支援活動員として必要な研修を受講していただきます。(年間約80時間) 3 研修終了後、面接審査及び意向確認の上「支援活動員」に認定し、支援業務に従事していただきます。 ※ 業務に従事した場合、少額ですが規定の役務費・交通費を支給します。
センター事務局	990-0031 山形市十日町1-6-6 県保健福祉センター内 公益社団法人 やまがた被害者支援センター TEL 023-642-3571 FAX 023-676-5630